

別紙

諮問第 1 1 6 5 号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「神奈川県立津久井やまゆり園で今年 7 月 26 日頃に起きた障害者殺戮事件に関する情報一切」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 30 年 3 月 7 日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件対象公文書は、開示請求書の記載事項（別表 1 参照）のうち、例示された「市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書」に該当するものとして特定した「28 教総情投第 948 号『相模原の障害者施設の〇〇について』」であり、本件対象公文書における「件名」及び「処理区分」の一部並びに「内容」の全部（以下「本件非開示情報」という。）は、条例 7 条 2 号に該当するため、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

なお、本件対象公文書に係る一部開示決定を通知した後、審査請求人から、「当該事件について記載した特別支援学校が発行する学校だより等はないのか」などの問合せを受けたため、本件開示請求の記載をもって特別支援学校が発行する学校だよりが含まれるとは想定できなかった旨説明し、具体的に請求したい公文書がある場合はその旨開示請求書に記載し、再度開示請求書を提出するよう案内した。その後、平成 30 年 3 月 30 日付けで、別途開示請求書（別表 2 参照）が提出されたため、全ての東京都立特別支援学校において請求文書を確認の上、平成 30 年 5 月 29 日付けで開示決定等を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年6月12日に審査会へ諮問された。

審査会は、平成30年9月25日に実施機関から理由説明書を、同年10月30日に審査請求人から意見書を收受し、令和2年10月22日（第211回第一部会）から同年11月26日（第212回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書及び本件非開示部分について

実施機関によれば、本件対象公文書は、平成28年7月26日に神奈川県指定管理施設である津久井やまゆり園で発生した事件（以下「当該事件」という。）に関して、同月29日に電話で寄せられた意見を、実施機関の職員が相談カードに記載し、同年8月1日付けで実施機関の関係部署等に送付した文書であるとのことである。

実施機関は、本件開示請求の趣旨を踏まえ、開示請求書に例示された請求内容の一部にかなうものとして、当該事件に係る市民等からの問合せに関する文書である本件対象公文書を特定し、本件非開示情報を非開示とする一部開示決定を行った。

これに対して審査請求人は、本件対象公文書の範囲について東京都立学校をはじめとする出先機関の保有する分についても探索すべきである旨主張するとともに、本件非開示情報について条例7条2号ただし書に該当することによる開示又は条例9条に定める公益上の理由による裁量的開示を求める旨主張して、本件審査請求を行った。

なお、理由説明書によれば、実施機関は、本件一部開示決定後に審査請求人から本件対象公文書の範囲について照会を受けたので、審査請求人にどのような情報を知りたいか等について確認した上、当該事件について東京都立特別支援学校が発行する学校だより等といった特定の公文書の開示を請求する手続として、具体的な公文書件名を開示請求書に明記する方法を審査請求人に説明したとのことである。

この点について審査会が事務局をして調査させたところ、実施機関は、平成30年3

月30日付けで、東京都立特別支援学校の保有に係る当該事件に関する文書の開示を求めることを趣旨に含む別件開示請求（別表2参照）について開示請求書を収受し、これについては、東京都立特別支援学校のうち12校において、それぞれ平成30年5月29日付けで、学校だよりや学校日誌、会議資料等を対象公文書として、開示決定又は一部開示決定を行ったことが確認された。

イ 本件審査請求における審議事項について

審査請求人は、本件一部開示決定における本件対象公文書の特定及び本件非開示情報を非開示としたことの妥当性を争っていると解されるため、審査会は、以下ウ及びエについて審議することとした。

ウ 本件対象公文書の特定の妥当性について

審査会において本件審査請求に係る開示請求書を見分したところ、審査請求人は、件名欄において具体的な文書の存在を主張しておらず、本来であれば条例6条1項に基づき公文書を特定するために必要な事項を明らかにすべきところ、同件名欄には別表1のとおり、あらゆる事項が羅列されており、対象公文書を探索し、特定することは困難な記載であることが認められる。

一方、理由説明書によれば、実施機関は本件開示請求で例示された請求内容について精査の上、本件対象公文書を特定しており、本件開示請求の記載から読み解くことが困難であった東京都立学校が保有する文書についても、具体的に請求したい公文書の件名を明記し、改めて開示請求を行うよう案内するなど、公文書を特定するために必要な情報を積極的に提供している様子が窺える。

また、実施機関は、別件開示請求についても、全ての東京都立特別支援学校を探索し、当該事件に関する情報が含まれる学校だよりや学校日誌、会議資料等の複数の公文書を特定し、別途開示決定等を行っている。

さらに、審査会が事務局をして、本件開示請求と同時期になされた同種の他の実施機関宛ての開示請求について調査させたところ、東京都知事において、当該事件に関して都民から寄せられた意見、マスコミからの取材報告書、厚生労働省からの各種通知及び当該事件を受けた防犯訓練に関する資料等を対象公文書として特定し、一部開示決定等を行っている事実が確認された。

以上のことを勘案すると、本件対象公文書の特定に係る実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、本件対象公文書の外に特定すべき文書が存在することを窺わせるに足りる事情も特段見当たらないことから、本件開示請求に対して実施機関が本件対象公文書を特定したことは、妥当である。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、「内容」欄には、平成28年7月29日の午前10時半頃に実施機関が電話で受け付けた特定個人に係る相談内容が詳細に記載されており、その相談内容を要約したものが「件名」欄に記載され、「処理区分」欄には、当該相談内容に関係する地方公共団体の名称が記載されていることが確認された。

これらの情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

なお、審査請求人が主張する条例9条に定める公益上の理由による裁量的開示とは、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても公益上特に必要であると認める場合に限り、高度の裁量によって開示することができることを規定したものである。しかしながら、本件非開示情報は、上記のとおり、教育行政に関する相談業務の一環として特定の個人から受け付けた相談に係る記載内容であって、その性質上、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであるところ、これに優越する、開示を必要とする特段の公益上の理由があるとは認められない。

したがって、本件非開示情報は、条例7条2号に該当し、条例9条に該当しないため、非開示が妥当である。

以上のことから、審査請求人の主張は理由がないと認められ、実施機関による本件一部開示決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

別表1 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
<p>神奈川県立津久井やまゆり園で今年7月26日頃に起きた障害者殺戮事件に関する情報一切。たとえば、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や市等からの文書、警察や議会や国や市等宛ての文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条および35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。</p>

別表2 別件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
<p>神奈川県立津久井やまゆり園で今年7月26日頃に起きた障害者殺戮事件に関する情報一切のうち、都立の特別支援学校、特別支援学級の保有分一切（分校や分室も含む）。たとえば、学校・学年・学級通信、保護者会の文書、職員会議の文書、起案、議事録・会議報告書、警察や議会や国や市等からの文書、警察や議会や国や市等宛ての文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条および35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。</p>